諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成29年4月18日(平成29年(行個)諮問第72号)

答申日:平成29年10月2日(平成29年度(行個)答申第109号)

事件名:本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成28年特定月日に、特定事業場の法違反に基づく申告処理について、特定労働基準監督署へ申告した事によって作成された申告処理台帳及び監督官が収集した資料」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月7日付け静労個開(決)第28-231号により静岡労働局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

この度、静岡労働局に特定事業場の申告処理について、監督官が、収集した資料(監督官が、事業所で確認した事項)を28年11月16日電話にて説明を受けました。別紙「※監督官が事業所より確認した事項を28年11月16日電話にて説明してくれた、メモ書き(内容)を記載した書面です。」参照(別紙省略)。

この内容を28年11月18日監督官に開示請求できるか確認したところ、開示可能と、説明を受けた為静岡労働局に開示請求したところ、開示されませんでしたので監督官に確認しました。監督官は開示できるよう処理してあると説明してくれますが、労働局の見解(規則)では、開示できないとの説明です。

私は、監督官が事業所より確認した事項の書面が必要の為、労働局に その内容を説明し開示請求の文面の書き方を確認したところ、保有個人 情報開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報(具体的に記載して下さい)」の枠内に、監督官が収集した資料と記載して、請求するようにと説明を受けたので、そのように記載し請求しています。

私は、(中略)監督官に、開示請求を確認したら、開示可能との説明を受けたので、これ以上、電話で説明して貰っては、申し訳ない(監督官が忙しいと思ったので)と思い労働局に連絡して開示請求の説明をして貰う旨、監督官に伝え電話を切った訳です。

前記で述べたとおり、私は、監督官が28年11月10日に事業場へ 行き確認した事項の、書面が必要ですので、お忙しいところ誠に申し訳 ありませんが宜しくお願い致します。

(2) 意見書

(前略)

私は、平成29年1月18日に本件審査請求し、其の際、題名、審査請求の趣旨及び理由と記載した書面を送付しました。その書面で述べたとおり私は、監督官が平成28年11月10日事業場へ行き確認した事項の書面(平成28年12月12日静岡労働局より送付された開示請求文書26頁平成28年11月10日処理経過)が必要ですので宜しくお願いします。

尚,私は平成29年1月18日審査請求時,題名「※監督官が事業所より確認した事項を28年11月16日電話にて説明してくれた,メモ書き(内容)を記載した書面です。」を送付しました。そのメモ書きは開示請求文書27頁平成28年11月16日の欄で,「申告者あて架電。本職が事業場へ行き,確認した事項について説明した」と監督官より27頁処理経過で記載があるとおり私は監督官より電話にて説明を受けました。この説明(開示請求文書26頁平成28年11月10日処理経過)の7項目は,私が事業場(会社)より不当解雇された為に今後裁判等想定し証拠として必要と思ったから監督官に確認(事業場より)を依頼した7項目ですので開示請求文書26頁平成28年11月10日処理経過の書面(頁は26頁で誤りはないと思います)の開示を宜しくお願い致します。

尚,度重なる説明で申し訳ありませんが,開示請求文書24頁平成28年10月31日及び同書面25頁同年11月1日で私が監督官に電話で不当解雇に対する会社の説明の7項目を依頼した事実が記載されており,同書面25頁下段で「本職上記の内容を確認することについて了承」されており,後の平成28年11月16日(開示請求文書27頁)に監督官より電話にて説明があった訳ですから,開示されない理由はないと思われますので宜しくお願い致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人である開示請求者(以下,第3において「請求人」という。)は、平成28年11月21日付け(同月22日受付)で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき「平成28年特定月日に、特定事業場の法違反に基づく申告処理について、特定労働基準監督署へ申告した事によって、作成された申告処理台帳、及び監督官が収集した資料」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、平成28年12月7日付け静労個開(決)第28-231号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成29年1月18日付け(同月19日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、下記3(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1)対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署において作成された請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法(昭和22年法律第49号)等の違反があるとした情報提供による申告処理に係る関係書類であり、別表に掲げる文書1ないし6の文書である。

このうち、以下に記載する情報は、請求人の個人に関する情報ではなく、さらに請求人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 担当官が作成又は収集した文書(文書3)

文書3は、専ら業務処理上必要な情報であり、請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書(文書5の②)

文書5の②は、特定事業場から任意に労働基準監督署へ提出された 文書であるが、当該文書には、請求人個人を識別できる情報が含ま れていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当し ない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び続紙(文書1)

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反があ

る場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳及び続紙は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

文書1の申告処理台帳及び続紙の記載のうち、なお不開示とした部分には、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

文書1の①は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

文書1の②及び③は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書1の②及び③には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、文書1の②及び③は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

これらに加え、文書1の③には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含

まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし 書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開 示とすることが妥当である。

イ 労働相談に係る文書(文書2)

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際に、その内容を記録するために作成される文書等である。文書2の①には、処理結果の状況や担当官の判断が記載されており、当該情報が開示されれば、相談に係る対応方針等が明らかになる。そうすると、当該対応方針等に基づき行われる労働基準監督官の監督指導業務において、調査に必要な資料の隠ぺい等が容易に行われるおそれがあるなど正確な事実の把握・違法行為の発見が困難になり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書(文書5の①)

文書5の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ 監督復命書及び続紙(文書6)

監督復命書及び続紙は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等 を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

(ア) 監督復命書の「参考事項・意見」欄

文書6の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方,労働基準法等には,労働基準監督官の臨検を拒み,妨げ, もしくは忌避し,その尋問に対して陳述せず,もしくは虚偽の陳述 をし,帳簿書類の提出をせず,又は虚偽の記載をした帳簿書類を提 出した者には罰則が設けられているが,これらの規定は,刑事罰に よる威嚇的効果により臨検監督の実効性を間接的に担保するもので あり,直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また,労働 基準監督官が,労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合, 直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく,まず, 当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い, 当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を 行うなどの方法により,労働基準法等関係法令の履行確保を図るこ とを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の 実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発 見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なもので ある。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひい

ては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難 になるおそれがある。

また,これらの情報には,担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており,これらの情報が開示されることとなれば,労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため,検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし,ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及び口に該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

文書6の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分及び 文書6の②には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより 判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記 載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に 基づいた具体的な情報であり、請求人が知り得る情報であるとは認 められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事 業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において 当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持し て不開示とすることが妥当である。

また、文書6の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ

及び口に該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、文書6の②には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書1の④及び文書2の②については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 請求人の主張について

請求人は、審査請求書において、「監督官(特定担当官)に、開示請求を確認したら、開示可能との説明を受けた」等と主張してその開示を求めているが、上記3(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち上記3(3)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年4月18日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月11日 審議

④ 同月19日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年9月14日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成28年特定月日に、特定事業場の 法違反に基づく申告処理について、特定労働基準監督署へ申告した事によって作成された申告処理台帳及び監督官が収集した資料」に記録された保 有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書6 に記録された保有個人情報である。 処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしている。

2 審査請求の範囲について

審査請求人は、審査請求書及び意見書(上記第2。以下同じ。)において、「私は、監督官が平成28年11月10日に事業場へ行き確認した事項の書面(本件対象文書26頁の平成28年11月10日の処理経過)が必要」である旨主張していることから、審査請求人が開示を求めているのは、別表の1欄に掲げる文書1の26頁に記録された保有個人情報で、法14条3号イ及び口、5号並びに7号イに該当するとして不開示とされた部分であると認められる。このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

3 不開示情報該当性について

別表に掲げる文書 1 (申告処理台帳及び続紙)の26頁の不開示部分には、申告処理に当たっての被申告事業場の担当者から聴取した内容等が記載されている。

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ,26頁の「処理経過」欄2行目ないし19行目については,審査請求人が審査請求書及び意見書において主張するとおり,労働基準監督官から審査請求人に対して説明した内容であり,審査請求人が承知している情報であるとのことである。

そうすると、26頁の「処理経過」欄2行目ないし19行目は、審査請求人が承知している情報であることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び口、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 26頁の「処理経過」欄23行目10文字目ないし33文字目及び2 7行目2文字目ないし40文字目は、審査請求人が審査請求書に添付し た「※監督官が事業所より確認した事項を28年11月16日電話にて 説明してくれた、メモ書き(内容)を記載した書面です。」に記載され ている内容と同様のものと認められることから、審査請求人が承知して いる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)と同様の理由により、法14条3号イ及び口、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 26頁の不開示部分のうち、上記(1)及び(2)で開示すべきとする部分を除く部分に記載されている労働基準監督官が被申告事業場の担当者から聴取した内容等については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び 口並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条3号イ及び口並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条3号イ及び口、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別紙

文書1の26頁の「処理経過」欄2行目ないし19行目,23行目10文字目ないし33文字目及び27行目2文字目ないし40文字目

別表

1	文書番号及	2 頁	3 不開示部分	4 不開示情報
びゴ	大書名			該当性(法14
文	文書名			条)
書				
番				
号				
1	申告処理台	1,	①1頁の「完結区分」欄,2頁	5号及び7号イ
	帳及び続紙	2, 1	の「処理経過」欄1行目及び2	
		0 及び	行目, 23頁の「処理経過」欄	
		23な	1 行目及び2 行目, 2 4 頁の	
		いし2	「処理経過」欄1行目及び2行	
		8	目並びに28頁の「処理経過」	
			欄21行目	
			②23頁の「処理経過」欄5行	3号イ及び口,
			目ないし8行目、24頁の「処	5号並びに7号
			理経過」欄5行目ないし8行	1
			目, 26頁の「処理経過」欄1	
			行目ないし27行目及び29行	
			目並びに28頁の「処理経過」	
			欄1行目及び5行目ないし7行	
			目	
			③27頁の「処理経過」欄25	2号, 3号イ及
			行目ないし30行目	びロ, 5号並び
				に7号イ
			④ 2 4 頁の「処理経過」欄 5 行	新たに開示
			目押印部分	
2	労働相談に	3ない	①6頁の「処理状況・意見」欄	5 号及び 7 号イ
	係る文書		10行目及び「処理結果1」欄	
		び11	並びに8頁の「処理結果1」欄	
			及び「処理結果5」欄	
			②3頁の「相談の内容」欄1行	新たに開示
			目, 5 頁の「相談の内容」欄 1	
			行目, 7頁の「相談の内容」欄	
			及び8頁の「処理状況・意見」	
			欄8行目26文字目ないし32	
			文字目	

3	担当官が作	9	_	全面開示
	成又は収集	2 1 及	21頁及び22頁	保有個人情報非
	した文書	び22		該当
4	審査請求人	12な	_	全面開示
	が提出した	いし2		
	資料	0		
5	特定事業場	29な	① 2 9 頁及び 3 0 頁	3 号イ及びロ,
	から労働基	いし3		5 号並びに 7 号
	準監督署へ	1		1
	提出された		② 3 1 頁	保有個人情報非
	文書			該当
6	監督復命書	3 2 及	①32頁の「労働者数」欄,	3号イ及びロ,
	及び続紙	び33	「週所定労働時間」欄,「署長	5 号並びに 7 号
			判決」欄及び「参考事項・意	1
			見」欄並びに33頁の「参考事	
			項・意見」欄	
			②32頁の「面接者職氏名」欄	2号及び3号イ

⁽注)対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし3 3枚目に1頁ないし33頁と付番したものを「頁」として記載している。